

美しい景観づくりについて

実施概要

担当部局	実施期間	対象者数	回答者数	回答率
景観まちづくり室	2006年06月06日から 2006年06月25日まで	420	332	79%

三重県における良好な景観づくりの参考とするため、アンケートを実施します。
景観法に基づく三重県景観計画作成検討に活用します。

*このアンケートでいう「景観」とは、山、川、海岸、まちなみなどの眺めであり、目に映るものの対象を言い、一般的に言う「風景」「景色」と同じ意味です。

■ Q1 景観への関心

あなたは、景観について、関心がありますか。

合計	332	
非常に関心がある	130	39.2%
ある程度関心がある	189	56.9%
あまり関心がない	12	3.6%
全く関心がない	1	0.3%

■ Q2 三重県らしい景観

あなたにとって、来訪者に見てもらいたい三重県らしい景観とはどんなものですか。（3つまで選択可）

合計	332	
河川の景観（宮川などの清流や木曾三川の河口付近など）	107	32.2%
海岸の景観（白砂青松のある伊勢湾やリアス式海岸と七里御浜のある熊野灘）	208	62.7%
田園農地の景観（平野部に広がる田園や傾斜地につくられた棚田、果樹園など）	52	15.7%
山なみの景観（鈴鹿山脈や大台山系など）	96	28.9%
山頂からの眺望景観（御在所岳や朝熊山の展望台などから眺める景観）	72	21.7%
歴史的なまちなみの景観（旧東海道や参宮街道など）	123	37.0%
名所旧跡の景観（伊勢神宮、伊賀上野城、熊野古道など）	230	69.3%
農山漁村集落の景観（地域の文化を守っている農山漁村の集落）	37	11.1%

美しい土木構造物の景観（伊勢湾岸道路やパールロードに架かる橋など）	16	4.8%
その他	9	2.7%

■ Q4 地域の景観に対する評価

あなたは、今お住まいの地域の景観に対してどのように感じていますか。

合計	332	
とても魅力的	32	9.6%
どちらかという魅力的	117	35.2%
どちらともいえない	107	32.2%
どちらかという魅力を感じない	57	17.2%
魅力を感じない	19	5.7%

■ Q5 地域の景観を損ねているもの

あなたが今お住まいの地域の美しさを損ねているものは何だと思いますか。（3つまで選択可）

合計	332	
看板広告	105	31.6%
電線、電柱、鉄塔	109	32.8%
ブロック塀	6	1.8%
不揃いなまちなみ	76	22.9%
緑の少ないまちなみ	36	10.8%
交通標識などのサイン類	9	2.7%
汚れた川、池、溝	109	32.8%
放置されているゴミ	134	40.4%
地肌がむき出しの山の斜面	28	8.4%
路上駐車、放置自転車	58	17.5%
眺望を遮る鉄塔や高い建築物	29	8.7%
放置された水田などの農地	30	9.0%
道路、橋、人工的な護岸	34	10.2%
特になし	12	3.6%
その他	29	8.7%

■ Q6 景観づくりの必要性

あなたは三重県の美しい景観を積極的に守り、育てていく必要があると思いますか。

合計	332	
そう思う	251	75.6%
どちらかといえばそう思う	77	23.2%
そう思わない	4	1.2%

■ Q7 住民による効果的な取組

あなたが今お住まいのまちをより美しく快適にするための取り組みとして、地域のみなさんのどのような活動が最も役立つと思いますか。

合計	332	
自分の住んでいる家やその廻りを周囲の景観に配慮してつくる	39	11.7%
住民、民間企業、行政など地域に関わる人同士の話し合いによる景観のルールづくり	118	35.5%
近隣の住民と協力して定期的に清掃活動などを実施する	39	11.7%
ゴミを捨てない、駅前に自転車を放置しないなどのマナーの向上	118	35.5%
住まいや路地に花を植える	13	3.9%
その他	5	1.5%

■ Q8 景観づくりへの参加意欲

あなたは問7で回答した景観を良くするための活動に参加したいですか。

合計	332	
積極的に参加したい	52	15.7%
できるだけ参加したい	240	72.3%
あまり参加したくない	37	11.1%
参加したくない	3	0.9%

■ Q9 行政の役割

あなたは美しい景観づくりを進めるためには行政はどこまで関わればよいと思いますか。（3つまで選択可）

合計	332	
民間施設のデザインを周囲の景観に配慮するよう積極的に指導する	82	24.7%
公共施設のデザインについては景観に配慮する	112	33.7%
住民、民間企業等の取り組みを支援する助成事業を実施する	135	40.7%

勉強会、シンポジウムなどの開催による意識啓発を行う	58	17.5%
景観づくりに関する事例などを住民に情報提供を行う	107	32.2%
自分の建物や周囲の建物などの景観について相談窓口を設置する	31	9.3%
モデル的な事業を実施し、景観づくりの見本を示す	94	28.3%
建築物や広告、看板類に対し基準やルールを定め、指導する	128	38.6%
景観づくりの具体的な方法を記した冊子をつくり、配布、普及する	38	11.4%
景観に関する専門家の派遣や育成	47	14.2%
景観づくりに行政は関わらなくてよい	5	1.5%

■ Q10 建物などに対する規制

あなたは美しい景観づくりを進めるためには、建物などの高さや形・色をルール化するなど、ある程度制限していく必要があると思いますか。

合計	332	
必要がある	105	31.6%
ある程度はやむを得ない	195	58.7%
できるだけしない方がよい	13	3.9%
必要ない	8	2.4%
わからない	11	3.3%

■ Q11 企業や事業者への期待

美しい景観づくりに向けて、企業や事業者は何を期待しますか。（2つまで選択可）

合計	332	
建物や看板は地域に調和したデザインにしてほしい	153	46.1%
威圧感を与える大きな建物は建てないでほしい	84	25.3%
捨て看板等（貼り紙、広告旗又は立て看板等）の設置をしないでほしい	137	41.3%
敷地内に木を植えるなど緑を増やしてほしい	103	31.0%
地域の景観づくり活動に参加、協力してほしい	106	31.9%
その他	10	3.0%

期待しない	4	1.2%
-------	---	------

■ Q12 景観法について

あなたは、昨年6月に全面施行された「景観法」を知っていますか。

合計	332	
内容もだいたい知っている	10	3.0%
聞いたことはあるが、内容はあまり知らない	117	35.2%
今回初めて聞いた	205	61.7%



各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。
All Rights Reserved, Copyright(C)2006.Mie Prefecture